

PIWU 中国

第77号

2020年6月13日発行

郵政産業労働者ユニオン中国

発行⇒郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
Tel&Fax⇒082-244-7719
piwu-chugoku@abelia.ocn.ne.jp
http://www.piwu-chugoku.net/



【広島弁護士会館での記者会見】

今年の2月14日、広島地方裁判所に11人の原告団が提訴しました。4月17日が第1回期日となっていました。新型コロナウイルス感染症蔓延の影響で延期になりました。2ヶ月程経ち、ようやく6月19日(金)1

6・19いよいよ始まる

郵政労契法20条集団訴訟・広島地裁

0時10分から広島地裁304法廷で闘いが始まります。

集団訴訟とは？

労契法20条にもとづき、同じ仕事をしているにもかかわらず、手当、休暇などの格差は不当と、2014年に郵政20条裁判を立ち上げました。東日本3人、西日本8人、合計11人の原告がたたかい、住居手当、年末年始勤務手当、扶養手当、夏期・冬期休暇、無給の病気休暇などの格差は違法と、東京高裁、大阪高裁で判断され、現在最高裁判所で係争中です。この集団訴訟は、11人の20条裁判原告が切

り拓いてきた司法判断をさらに広めていくための争いです。

原告団の弁護士棗一郎先生は、賞与の格差を不合理と認める判例が少なく、これを問題視し、「正社員と非正規で20倍近い賞与格差があるのはおかしい。この格差が縮まれば、非正規雇用の生活はかなり楽になる。有給の病気休暇もあれば、安定して働ける」と述べています。

郵政ユニオンの日巻委員長は「(先行する裁判で)勝ち取った前進的な判決の成果を広げる訴訟だ。非正規差別を許さず、正規と非正規が一致団結して挑んだ闘いであり、

勝利したい」と決意を表明しています。

職場の間違いを正す

コロナ禍の中でも「おかしい」と思うことが多々ありますが、手当や休暇、パワハラ・セクハラ、無意味な営業等職場には間違ったことが横行しています。私たち郵政ユニオンはその一つ一つを改善させる為活動しています。今回の集団訴訟もその一環です。困ったことがあれば郵政ユニオンに加入してより良い職場にしていきましょう。

今後の予定

- ★6月14日(日) 9時～
第9回地本執行委員会(共同事務所)
- ★6月19日(金) 10時10分～
集団訴訟(広島地裁304法廷)